

カラー複合機使用貸借仕様書

1. 対象物件 この仕様書については、カラー複合機を1台使用貸借するにあたり、業者を決定するための入札にかかる仕様を定めたものとする。詳細については下記のとおりとする。

2. 設置場所 伊勢市西豊浜町 653 伊勢広域環境組合 清掃工場

3. 機 能
 - 1) ウォームアップタイムは 30 秒以下（主電源が入っている状態で可）であること
 - 2) ファーストコピータイムはA4ヨコでモノクロで 5 秒以下であること。
 - 3) モノクロ・カラー共に連続複写速度はA4ヨコで 30 枚/分以上であること。
 - 4) 給紙トレイは4段以上で、合計 2,200 枚以上（手差し含む）給紙できること。
 - 5) 連続複写枚数が 999 枚以上であること。
 - 6) 両面印刷、ソート機能が付いていること。（電子ソートの場合は、一部ずつづれるなど、前後が混じらないように排出されること。）
 - 7) 両面自動原稿送り（A3～A5：50 枚以上）機能を装備し、自動で両面コピーが可能であること。
 - 8) スキャナーはカラーキャナーであり、読み取りサイズは最大でA3でパソコンに保存が可能であること。
 - 9) ネットワークから接続し、カラープリンターとして使用が可能であること。
 - 10) FAX機能を有すること。
 - 11) コピーとFAXの排紙先を分離できること。
 - 12) ネットワーク接続とFAX機能を使用するにあたり、電話回線からネットワーク回線への侵入アクセスや、複合機内部への不正アクセスが出来ない仕組みであること。
 - 13) 新造機又はリサイクルパーツ等（再生プラスチック材や一度使用された製品からの再利用部品をいう。）を使用し、再生処理後新品と同様の検査を受けて工場出荷され、新品同様と認められるもので、未使用機であるもの。
（単に点検整備等オーバーホールのみ行った中古機は不可とする）
 - 14) エコマーク商品として認定されており、グリーン購入法に適合していること。
 - 15) 修理依頼連絡を受けた場合には、定期的な修理の研修等を受けた技術員により、連絡を受けた時点から概ね 2 時間以内に到着し、迅速かつ的確な修理を行うこと。また、直ちに正常な状態に回復できず、業務に支障をきたす場合は代替機を納入すること。
 - 16) 使用貸借期間満了後は、機器を速やかに撤去すること。

17) 搬入、据付に係る費用は業者負担とする。

4. 見積価格

機器使用に係る月額料金（消費税等除く）

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1) モノカ（2色以内）基本料金（3,000枚以内） | 月／円 |
| 3,001枚以上 | 枚／円 |
| 2) カラー 1枚 | 枚／円 |
| 3) モノカ 6000枚、カラー 1550枚使用時の合計金額 | |

※消耗品等の供給にかかる月額料金には、用紙を除く全ての消耗品等（トナー・保守・部品等）のほか機器が正常に稼働し得るための点検、整備、部品等の交換等の保守経費を含むものとする。

※上記枚数は、あくまで予定数量であり、その数量の使用を約束するものではない。

参考：令和元年度実績 モノカ 76,689枚、カラー 16,365枚
令和2年度実績 モノカ 68,964枚、カラー 22,260枚
令和3年度実績 モノカ 62,868枚、カラー 70,024枚
令和4年度実績 モノカ 79,810枚、カラー 33,120枚

5. 使用貸借期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

6. 納入期限

令和6年4月1日

※設置については、令和6年3月29日または同年4月1日午後5時からとする。
（詳細については、協議による）

7. 特記事項

- 1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算において減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除する。
- 2) この契約において、契約締結日から使用貸借期間の始期までを契約の準備期間とし、準備期間中は役務の提供を受けないため、この間の費用の支払は生じないものとする。
- 3) 本件の契約については、入札書に記載の基本料金及び1枚あたりの単価を契約金額（単価）とする。
- 4) 受注業者は、一月毎に機器の使用枚数によって算出される月額料金（消費税等相当額を加えた額）を請求することとし、組合は、請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うこととする。